



平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 M A R U W A
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 及位 環
(TEL 0561-51-0839)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 22 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 7 月 21 日（予定）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,615 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	138,450,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及び その人数並びに割り当てる 株 式 の 数	取締役（社外取締役を除きます。） 5 名 30,000 株
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 44 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を年額 180 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。以下同じ。）として支給すること、及び当該金銭報酬債権の現物出資により発行または処分される当社の普通株式の総数を年 30,000 株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、本総会の決議に基づき、当社取締役会において、対象取締役5名に対し、金銭報酬債権138,450,000円を付与すること及び対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込むことで、その対価として当社の普通株式30,000株を割り当てることを決議いたしました。

3. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に払い込みをさせることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額180百万円以内といたします（各対象取締役への支給回数は、上記の年額の範囲内において各人の取締役としての在任期間（再任後の在任期間を含む）を通じて1回のみとし、その具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。なお、本制度導入後、各対象取締役の最初の任期において付与することを原則とします。）。従いまして、本日の当社取締役会で譲渡制限付株式を割り当てられた対象取締役5名について、以後付与対象とすることはございません。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行または処分する普通株式の総数は、対象取締役の現金報酬水準等を勘案し、年30,000株以内（ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるものとします。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、金銭報酬債権の処分期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定めた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当社取締役会において設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること
- ③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

4. 本割当契約の概要等

当社と対象取締役は個別に本割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間 平成29年7月21日～平成32年7月20日までの3年間

対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本株式」）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限解除事由

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと（正当な理由により取締役の地位から退任した場合または疾病等、当社がやむを得ないと認めた事由により辞任した場合においては、当該退任の時点まで当社の取締役の地位にあったこと）を条件として、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合には退任した時点、対象取締役

が非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された時点。以下、同じ。)をもって、当該時点において対象取締役が保有する本株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に対象取締役が退任した場合等の本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本株式について、当社は当然に無償で取得する。

なお、対象取締役が、正当な理由により取締役の地位から退任した場合若しくは疾病等、当社がやむを得ないと認めた事由により辞任した場合、死亡により退任した場合、または非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、本株式数から、本払込期日を含む月から対象取締役が当社の取締役の地位から退任した日(対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された日)を含む月までの月数を36で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、本株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)を引いた数の本株式を、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本株式について、当社が当然にこれを無償で取得する。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、処分価額4,615円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(平成29年5月22日～平成29年6月20日)の終値平均4,209円(円未満切捨て)からの乖離率9.65%、直近3ヵ月間(平成29年3月21日～平成29年6月20日)の終値平均4,050円(円未満切捨て)からの乖離率13.95%、あるいは直近6ヵ月(平成28年12月21日～平成29年6月20日)の終値平均3,927円(円未満切捨て)からの乖離率17.52%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、株式の割当ての対象者に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております(乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております)。

以上